

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人農業活性化法人喜望峰

倉岡 和人

高松市一宮町414番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、耕作放棄地の解消と維持管理・農業基盤の環境整備・農業担い手募集による育成支援・農畜産物の生産加工販売に関する事業を行い、香川県農業の向上と活性化を目指すと共に、互助精神からの災害救援活動を行う事により、県民の安心、安全の確保に寄与することを目的とする。